

こんにちは 阿蘇市地域包括支援センターです



平成18年4月に阿蘇市役所高齢者支援課内に設置された阿蘇市地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としてさまざまな相談を受け付け、保健・福祉・医療等のサービスや制度を安心して活用していただけるよう、以下の事業に取り組んでいます。

介護予防事業

生活機能の向上を図る為、各地区の公民館等でいきいき教室や、体力アップ教室などを開催しています。

総合相談支援業務

高齢者やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題にお応えします。

権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止に取り組んでいます。

家族介護支援事業、地域自立生活支援事業等

住み慣れた自宅で生活を継続していただく為、生活への支援や介護者への支援を行います。

介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2と認定された方や、支援や介護が必要となるおそれが高いと判断された方の、心身の状態の悪化をできる限り防ぐケアプランの作成や評価などを行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーが円滑に仕事が出来るよう支援や指導を行っています。また、より暮らしやすい地域にするためのネットワークづくりにも取り組んでいます。

保健師・社会福祉士、主任ケアマネジャー等がそれぞれの専門性に応じた支援を行いますので、お気軽にご相談ください。阿蘇市地域包括支援センター(阿蘇市役所高齢者支援課内) ☎ 22 - 3145
また、以下の3ヶ所でも総合相談窓口を開設していますのでご利用ください。

- 一の宮在宅生活支援センター(特別養護老人ホームあそん里内) ☎ 22 - 5151
- 阿蘇在宅生活支援センター(阿蘇市社会福祉協議会内) ☎ 32 - 1127
- 阿蘇みやま荘在宅生活支援センター(特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘内) ☎ 34 - 1876

特別児童扶養手当についてのお知らせ



特別児童扶養手当とは

20歳未満の身体または知的・精神に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方(養育者)に対し支給される手当です。児童が児童福祉施設などに入所している時は支給できません。

手当額

手当の額は、児童1人につき、以下のとおりです。

- 1級 月額 50,750円
- 2級 月額 33,800円

手当は、4月、8月、11月にそれぞれ前月(11月は当月)までの4ヶ月分が支給されます。まずは事前にご相談ください。

問い合わせ先

健康福祉課 総合福祉係 ☎ 22 - 3167